

資料2

占冠村の観光施策財源の検討

平成6年9月30日

～企画商工課 地域振興対策室～

新税の導入を検討する際の基本的な考え方①

＜法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抄）地方公共団体の自主財源の比較検討＞
（平15・11・11総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

新税の導入を検討する際の基本的な考え方②

P 2

＜法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抄）地方公共団体の自主財源の比較検討＞
（平15・11・11総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- （1）地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （2）地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （3）法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- （4）法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

新税の財源の検討①

新税には、税以外に可能な財源はあるのかを検討します。

種類		内容	事例	安定性・継続性	受益と負担
地方税	法定外税	地方団体の特殊事情を勘案して、当該地方団体が設けることができるとされているもので、総務大臣の同意を得たうえで課税することができる	・宿泊税など	・対象者の設定により規模の確保は可能 ・安定的、継続的な確保が可能	観光施策のための目的税とした場合は、対象者の設定により受益者負担を明確にすることが可能。普通税とした場合は、受益者負担の説明が困難
	超過課税	地方団体が課税する場合に、財政上その他の必要があると認める場合において、標準税率を超えた税率で課税することができる。ただし、制限税率が設けられている税目については、その税率を超えることができない	・村民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・入湯税	・対象者の設定により規模の確保は可能 ・安定的、継続的な確保が可能	観光施策のために村民税や固定資産税、軽自動車税に超過税率で課税することの理解を得ることは困難。 入湯税は対象者の設定により受益者負担を明確にすることが可能
分担金 負担金		地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収することができるもの	・道営草地畜産基盤整備事業受益者分担金	・受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ・事業には期限等が考えられるため、継続的な確保は難しい	観光に係る事業の受益者を特定することはできない
使用料		行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの	・施設使用料（公共施設、有害獣処理施設、住宅料）	・施設等の使用者や利用者に限定されるため、規模は限定的 ・安定的、継続的な確保が可能	施設利用の反対給付として徴収するという性質から、観光関連施設の使用料を値上げすることは、受益者負担を明確にすることは可能。しかし、規模が限られる
手数料		特定の者に提供する役務に対し、その費用の対価として徴収するもの	・各種証明手数料 ・衛生手数料（ごみ処理、犬登録）など	・役務の提供先に限定されるため、規模は限定的 ・安定的、継続的な確保が可能	役務の対価として徴収するという性質から、受益者である観光客に対する手数料というのは不向き
寄附金		無償で金銭その他の財産を提供するもの	・ふるさと応援寄附金、一般寄附、指定寄附 など	・善意や協力に基づくため規模は限定的 ・安定的、規模的な確保は難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

税以外からの財源確保

分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金において、いずれも、歳入の規模や、受益と負担を伴うこと、さらに寄附金においては継続性が伴わないことから、観光施策としての財源としては適していないものであると捉えています。

以上のことから、税以外からの財源確保は適当ではないと考えることができます。

■地方税法抜粋

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

税からの財源確保

地方税法第5条第7項の規定により、市町村では法に規定されていない項目を起こして条例で定めて目的税として課税をすることができ、また、目的税であることから、その用途も限定されています。以上のことから、新たな観光施策の財源として適していると考えられます。

《参考》 法定外目的税とは

P 7

■ 法廷外目的税の新設の手続き

地方自治体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方自治体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。

また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。

